

各 位

委 託 会 社 名	大和アセットマネジメント株式会社		
代表者の役職氏名	代表取締役社長	小松 幹太	
担当者の役職氏名	ラップ・ETF ビジネス部	長尾 健司	
(連絡先 0120-106212)			

iFreeETF NASDAQ100 (為替ヘッジなし)
重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ

当社は、「iFreeETF NASDAQ100 (為替ヘッジなし)」およびその主要投資対象である「NASDAQ100 指数 (為替ヘッジなし) マザーファンド」につきまして、重大な約款変更を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを予定しております。当該書面決議においては、2024 年 11 月 27 日を基準日として設定し、当該基準日現在の「iFreeETF NASDAQ100 (為替ヘッジなし)」の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定めましたので、お知らせいたします。

当該約款変更にかかる書面決議が可決された場合、「iFreeETF NASDAQ100 (為替ヘッジなし)」は 2025 年 3 月 6 日付、「NASDAQ100 指数 (為替ヘッジなし) マザーファンド」は 2025 年 3 月 10 日付で約款変更を実施する予定です。

なお、この変更は、直接委託会社に追加設定または一部解約を申し込む際の変更であり、東京証券取引所における売買方法に変更はございません。

記

1. 銘柄名 (銘柄コード)

iFreeETF NASDAQ100 (為替ヘッジなし) (銘柄コード : 2840)

(以下「当 ETF」といいます。)

NASDAQ100 指数 (為替ヘッジなし) マザーファンド

(以下「当マザーファンド」といいます。)

2. 約款変更に関する日程

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ・ 書面決議の対象受益者の確定基準日 | : 2024 年 11 月 27 日 (水) |
| ・ 議決権行使書面による議決権行使期限 | : 2025 年 1 月 20 日 (月) |
| ・ 書面決議日 | : 2025 年 1 月 30 日 (木) |
| ・ 金融庁への届出日 (予定) | : 2025 年 1 月 31 日 (金) |
| ・ 買取請求期間開始日 (予定) | : 2025 年 2 月 3 日 (月) |
| ・ 買取請求期間終了日 (予定) | : 2025 年 2 月 25 日 (火) |
| ・ 当 ETF の約款変更実施日 (予定) | : 2025 年 3 月 6 日 (木) |
| ・ 当マザーファンドの約款変更実施日 (予定) | : 2025 年 3 月 10 日 (月) |

3. 約款変更 (予定) の内容および理由

① 変更内容

追加設定時および一部解約時の受益権の価額を以下のとおり変更します。(下線部を変更)

※当ETFの2025年3月6日の申込受付分 (2025年3月7日の基準価額適用) から適用いたします。

●iFreeETF NASDAQ100（為替ヘッジなし）

＜追加設定時＞

変更前：追加設定受付日の翌営業日の基準価額

変更後：追加設定受付日の翌営業日の基準価額に100%以上100.05%以下の率を乗じて得た価額

※ 約款変更実施日以降の当該率は、100.05%とします。（今後変更される場合があります。）

＜一部解約時＞

変更前：一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額

変更後：一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.05%以内の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額

※ 約款変更実施日以降の当該率は、0.05%とします。（今後変更される場合があります。）

●NASDAQ100指数（為替ヘッジなし）マザーファンド

＜追加設定時＞

変更前：追加設定を行う日の前営業日の基準価額

変更後：追加設定を行う日の前営業日の基準価額に100%以上100.05%以下の率を乗じて得た価額

※ 約款変更実施日以降の当該率は、100.05%とします。（今後変更される場合があります。）

＜一部解約時＞

変更前：一部解約を行う日の前営業日の基準価額

変更後：一部解約を行う日の前営業日の基準価額から、当該基準価額に0.05%以内の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額

※ 約款変更実施日以降の当該率は、0.05%とします。（今後変更される場合があります。）

② 変更理由

追加設定や一部解約に伴う組入資産の売買にかかる費用を、当該追加設定や一部解約を行う投資家に負担していただくことで、信託財産の毀損を防ぐため。

4. 書面決議の手続き

基準日（2024年11月27日）現在の当ETFの受益者の方は、この約款変更にかかる議案（以下「本議案」といいます。）について議決権を行使することができます。当該受益者の皆様に対して、後日、本議案に関する議決権行使書を送付いたしますので、議決権を行使される方は、2025年1月20日までに、議決権行使書に必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。なお、議決権を行使されない場合は、投資信託約款第56条第3項の規定により、当該受益者の方は本議案について賛成するものとみなされます。

本議案にかかる書面決議において、賛成された方の保有する受益権の合計口数が基準日現在の受益権総口数の3分の2以上となった場合に本議案は可決され、当ETFは2025年3月6日付、当マザーファンドは2025年3月10日付で約款変更を実施いたします。

5. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の約款変更反対された受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第18条に基づいて、2025年2月3日から同年2月25日までの間に、当ETFの受託会社に対して、2024年11月27日時点で保有する受益権について、当該信託財産をもって買取を当社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、約款変更反対された受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。

6. 信託約款の新旧対照表

iFreeETF NASDAQ100 (為替ヘッジなし)

変 更 後	現 行
(受益権の申込単位および価額) 第13条 (略) ②～④ (略) 2 ⑤ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に100%以上100.05%以下の率を乗じて得た価額とします。 ⑥～⑦ (略) (信託契約の一部解約) 第46条 (略) ②～④ (略) ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.05%以内の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。 ⑥～⑧ (略)	(受益権の申込単位および価額) 第13条 (略) ②～④ (略) ⑤ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ⑥～⑦ (略) (信託契約の一部解約) 第46条 (略) ②～④ (略) ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。 ⑥～⑧ (略)

NASDAQ100 指数 (為替ヘッジなし) マザーファンド

変 更 後	現 行
(追加信託金の計算方法) 第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託を行なう日の前営業日の受益権総口数で除した金額に100%以上100.05%以下の率を乗じて得た金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。 ②～③ (略) (信託契約の一部解約) 第41条 (略) ② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約を行なう日の前営業日の受益権総口数で除した金額から、当該金額に0.05%以内の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。	(追加信託金の計算方法) 第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託を行なう日の前営業日の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。 ②～③ (略) (信託契約の一部解約) 第41条 (略) ② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約を行なう日の前営業日の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

以上